

平成29年4月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成29年4月28日(金)

午後3時00分 開 会 午後3時26分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石川善昭
委員	八角憲男
委員	鈴木猛志
委員	大八木鷹次
委員	伊藤晴美

4 出席職員

教育部長	山口重幸	教育総務課長	佐久間洋子
学校教育課長	岡田幸太郎	生涯学習スポーツ課長	柴紀充
学校教育課長補佐	井上新治	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子
学校給食センター所長	宮内俊行	生涯学習スポーツ課長補佐(兼文化会館長)	菅谷浩三郎
生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)	飯笹博充	生涯学習スポーツ課長補佐(ジオパーク推進室長)	小川正俊
青少年指導センター所長	塚本義雄	市民センター所長	篠塚信次
公正図書館長	大塚明	銚子高等学校事務長	高森良文

5 議題等

議案第19号 代決処分の承認を求めることについて(時間外勤務及び休日勤務に関する協定書の締結)

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成29年4月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【教育長】

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

3月29日に開催いたしました平成29年3月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

お手元に4月教育委員会定例会における報告事項をお配りしてございます。

(別添報告事項により説明)

私からは以上です。続きまして生涯学習スポーツ課長から説明をさせます。

【生涯学習スポーツ課長】

銚子半島ハーフマラソンについて、説明申し上げます。

第4回までは銚子半島ハーフマラソンという名称でしたが、第5回から通称の銚子さんまマラソンを正式名称にいたしますので、報告いたします。

別紙に要項がございます。特徴としては、銚子さんまマラソンへ改称したことと、ニックネームゼッケンという、ゼッケンナンバーにニックネームを入れられるようにして、人気を上げようと言うものでございまして、これにより、より多くの参加者を呼び入れるとともに、歳入の確保を図ろうとするものでございます。

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いいたします。

【教育長】

報告事項について、ご質問はございませんか。

【教育長】

ないようですので、議事に入ります。

【教育長】

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、先例にならい、大八木委員、伊藤委員を指名します。

【教育長】

日程第2 議案第19号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

議案第19号「代決処分の承認を求めることについて」ご説明いたします。

「時間外勤務及び休日勤務に関する協定書」の締結に関するもので、昨年度、職員組合側と交渉を続けておりましたが、この年度末に、急きよ協議が整ったことから、4月1日付けをもちまして協定書を締結いたしました。合意後、すぐに協定締結に至ったため、教育委員会を招集する時間的余裕がなかったことから、「銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分をしたため、同条第4項の規定により報告をし、その承認を求めようとするものです。

内容について、説明いたします。教育委員会が所管する小学校や中学校、高校、青少年文化会館、体育館等の職員に時間外勤務を行わせる必要がある場合、労働基準法

第36条の規定により、「職員の時間外勤務に関する協定」、通称36協定を締結する必要があります。対象となる職員は、技能労務職員や事務職員が対象で、教育職員については対象外となっております。

また、労働基準法により監督機関というものがあまして、技能労務職員については、労働基準監督署が監督機関となります。事務職員については、人事委員会を置かない市町村については、銚子市は人事委員会を置いておりませんので、そういった場合はその市町村等の首長、銚子の場合は銚子市長でございますが、その役割を担うこととなります。これまで、銚子市ではこの協定を締結しておらず、職員組合からの指摘等もあったことから、今回、36協定の届け出先が労働基準監督署である、技能労務職員に限定して、協定を締結したものでございます。

時間外勤務の年間の限度時間は、体育館を例に説明しますと、1日5時間まで、1か月では40時間、1年間では300時間までとして締結しました。なお、小・中学校の業務員については、通常、時間外勤務がないことから、体育館で設定した時間より短い時間を限度時間に設定しました。協定の有効期間は、半年間の9月30日までです。

なお、今回、教育委員会だけではなく、市長部局についても、限度時間は違うものの36協定を締結したところでございます。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【八角委員】

これまで締結していなかったというご説明ですが、有効期間が半年というのは、これは区切りとしては普通、半年ということでしょうか。

【教育総務課長補佐】

最長で1年間であり、当初1年間を予定しておりましたが、市長部局、教育委員会部局ともにこの36協定締結は初めてとなります。6か月様子を見て、両方で協議をして、実際の労働時間数も見て、また新たに協定を結びたいと組合から要望がありまして、6か月をもって協定を締結いたしました。

【鈴木委員】

市民センターや図書館では時間外労働がないということでしょうか。

【教育総務課長補佐】

今回は技能労務職が協定の対象となり、市民センターと図書館には技能労務職がないため、今回の協定に入っておりません。

【伊藤委員】

学校の先生はこの協定には関係ないということですか。

【教育長】

県費負担教職員ですので、この協定には関係ありません。

【大八木委員】

最近ですと、電通の職員の不幸な事故死などがマスメディアを通じ報じられ、大変な関心を呼んで、それについての問題が意識されるようになりましたが、学校の現場は始業の時間についてははっきりしていますが、終わりの時間については各先生方の活動に任されているところがあります。働く先生方とそれを管理する校長先生の相互の連携がうまくいかないと、不幸な事故も起こりかねません。こういった基準をもとにして、教育現場でも適正にご指導していただけるようにしてもらいたい。そういったことがお互いに言いあえる雰囲気を作ることも必要であると思います。

【学校教育課長】

北総教育事務所からの重点課題としまして、勤務時間の適正管理にここ数年取り組んでおります。中学校現場は特に遅く、以前は9時を超えるような勤務もあったことは事実ですが、そういったことをなくしていこうと各校取り組んでおりまして、実際に減っているように認識しています。ただ、まだまだ現場の忙しさはありますので、今後もこの取り組みについては、北総教育事務所の指導の下に市教委でも取り組んでまいります。

【教育長】

何時に来て、何時に帰るかということ意識化するため、市内の小中学校の3分の1はタイムカードを導入しております。タイムカードを導入しない場合も、自分の勤務時間を記録するように指導をしております。

【伊藤委員】

学校の先生に残業代は支給されますか。

【教育長】

教職調整額が一律で出ているのみで、残業に対する手当は一切出ません。

【伊藤委員】

それは改善されますか。

【教育長】

千葉県として重点課題として取り組んでいます。終わったら早く帰るよう指導しています。

【教育長】

ほかに質疑がないようですので、質疑を終結します。

【教育長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

以上をもちまして、平成29年4月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成29年5月30日

署名委員 大 八 木 鷹 次

署名委員 伊 藤 晴 美